

特集

障がいのある子どもが地域で育つ 放課後等デイサービスを目指して

放課後等デイサービスは、小学生から高校生までの障がいのある子どもが放課後や長期休みに利用する居場所と療育、親のリフレッシュを兼ねた施設である。平成24年4月1日に児童福祉法が一部改正され、これまで障害者自立支援法の中で運営されてきた児童デイサービスは、放課後等デイサービスと名を変え運営されるようになった。放課後等デイサービスの運営費は、「障害福祉サービス等報酬」に基づき主に国や地方自治体から支払われる。障害児サービス等における収支差率の伸びからみても^{(*)1}、経営の見通しの立て易さから放課後等デイサービス事業には続々と民間企業が参入している。

しかし、平成27年度の「障害福祉サービス等報酬」の改定では、改定率は±0%で、平成21年度は5%の、平成24年度は2%のプラス改定だった流れが止まる。今後も利用人数と国の負担金が増えることも予想され、将来的には介護保険同様に報酬の大幅な切り下げも想定されるだろう。それに加えて、事業者間の競争も始まっていることから、過剰なサービスによる利用者の取り合いや、経営難のために撤退する事業者を生む。

このような状況下では生き残りをかけて、「どのようなサービスが利用者から求められるのか」と考えがちになるが、障がいがある子どもとその保護者が安心して暮らし続けるための制度という原点に立ち返る必要がある。

ワーカーズコープはこれまで、働く者、当事者や市民を主体とした仕事おこしやまちづくりに取り組んできたが、放課後等デイサービスの特性はその運動を大きく飛躍させる可能性をもつ。それは次のような理由からである。

まず、放課後等デイサービスの利用者は小学生から高校生までと、非常に長い時間子どもの育ちや人生設計にかかわることになる。そのため、その育ちの中で居場所や就労の場の必要が生まれ、当事者や市民を主体とした新たな仕事起こしにつながる。これは、人の生涯に付き合いながら仕事を起こすという、初めての経験をワーカーズコープにもたらす。

次に、放課後等デイサービスの基本的役割の一つである療育をどのように捉えるかは、自由度が高く、子どもの最善の利益の保障と健全な育成のために、「障がいのある子どもが地域の中で育ち、地域の担い手となる」ことを人生の目標とすることを可能とする。それを実現させる専門性とは、個々の子どもの特徴を捉えその子をどのように支援するのかという一般的に言われる専門性に加え、地域での役割や地域の人との関係性を広げていくことにある。

(*)1：厚生労働省・障害保健福祉部障害福祉課によると、障害児サービス等の平成20年の収支差率は4.2%、平成23年度は5.0%、平成26年度は9.1%である。

最後に、障がいがある人に対する差別や排除は依然として根強く存在する社会的な課題である。このことを当事者抜きで考えることが課題の解決に結びつくとは思えない。障がいがある当事者やその親から学ぶことが、誰もが当たり前で暮らせるまちづくりにつながる。

以上のことを踏まえ、今回の特集テーマは『障がいのある子どもが地域で育つ放課後等デイサービスを目指して』とした。

NPO法人ねがいのいえ理事長の藤本真二さんからは『全ての支援者が、“出会った人を守る”～「かかりつけの事業所」になろう～』というテーマでご寄稿いただいた。24時間年中無休の介護と保育と、「心のケア」という高い技術力によって、必要なことは何でもやり、どんな重度の人も断らない支援を実践されている。

次に、労協センター事業団事業推進本部の中山竜一さんからは、現在60ヵ所を超えるワーカーズコープの放課後等デイサービスのこれまでの取り組みについてご報告いただいた。このことを踏まえた上で、ワーカーズコープの5名のリーダーに集ってもらい「ワーカーズコープの放課後等デイサービスは何を目指すのか」をテーマにした座談会を開催。放課後等デイサービスを通じた社会とのかかわり方、人が育つとは何かを考える話し合いとなった。

実践事例としては、岩手県滝沢市にある労協センター事業団滝沢地域福祉事業所の熊谷元所長よりご報告いただいている。行政と連携しながら、障がい児のニーズを掘り起し、次々と放課後等デイサービスを立ち上げるが、「相手の立場に立った職場づくり」がその広がりをつくると述べられている。

最後に、2011年に東京都板橋区で「児童デイサービスもちの木」の立ち上げに主体的にかかわった、障がい児の保護者の方からお話を伺うことができた。ここでは、学校卒業後の進路と居場所の悩み、生まれ育った地域で暮らすことの豊かさを知ることができる。

本号の特集が、障がいのある子どもが地域で育つ意味を問う契機となれば幸いです。

(岩城由紀子)